指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
運 営 規 程

社会福祉法人聖楓会
ケアステーション聖楓会ながの

（趣旨）

第１条 社会福祉法人聖楓会が実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図る。

（事業の目的）

第２条 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第３条 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により、その者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う。

２　利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すため、 その目標を設定し計画的に行う

３　サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密着な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

４　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

６　上記の他「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（名称及び所在地）

第４条　定期巡回･随時対応型訪問介護看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

１　名　称　ケアステーション聖楓会ながの

２　所在地　長野市稲田 3 丁目 37-12　横山ビル 203

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第５条　ケアステーション聖楓会ながのの従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

１　管理者　　１人

管理者は，事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行い、法令遵守のため必要な指揮命令をおこなう。

２　オペレーター　　１人以上

オペレーターは、利用者からの通報を受け、利用者の心身の状況やコール内容に応じて適切に対応し必要に応じて相談対応や随時訪問の要否等の判断し、指示を行う。

３　計画作成責任者　　１人以上

利用の申し込みに係る調整及び利用者の日々の心身の状況を把握し、日常生活の全般の状況及び希望を踏まえ、ケアプランに位置づけられたサービス提供を可

能にするため計画作成を行い、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、利用者又は家族に対し説明し、同意を得て交付する。全ての利用者にかかる計画について看護職員との定期的アセスメントを踏まえ見直しや協力を得る等を行うとともにケアマネジャーに報告をする。

４　定期巡回サービスを行う訪問介護員　　１人以上

訪問介護員は、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援する。訪問回数及び訪問時間は等については、適切なアセスメントに基づき利用者との合意のもとに決定する。

５　随時訪問サービスを行う訪問介護員　　１人以上

訪問介護員は、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問、もしくは看護師等の対応の要否等の判断に基づき利用者の居宅を訪問して行う日常生活の世話を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日：365 日

② 営業時間：24 時間

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容）

第７条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービスおよび訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービスおよび随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行い、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるよう、また自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（利用料その他の費用の額）

第８条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法が定める基準によるものとし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割負担又は 2 割又は 3 割の額とする。

２　利用者へ配布するケアコール端末に係る費用は当方で負担するが、事業所への通報に係る通信料（電話料）をご負担していただくものとする。

（通常の事業の実施範囲）

第９条　長野市（三輪・吉田・若槻地区）とする。

（衛生管理等）

第１０条　定期巡回･随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　定期巡回訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

２　随時対応訪問介護の依頼を受けた場合は、その緊急度をオペレーターが判断をし、訪問又は看護師の対応、救急車の手配等適切な対応を行う。

３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行う。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

第１２条　合鍵をお預かりする場合は、契約時において所定の場所にキーボックスを設置する等を提案し、暗証番号で開閉を行う方法で対応する。暗証番号に関しては、秘密保持の原則に則り対応する。

２　紛失が発覚した場合は、直ちに利用者に連絡し、原因を検証し、その後の処置に関してはご利用者と協議し再発防止に努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　虐待又は虐待が疑われる事実が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（地域との連携）

第１４条　事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護について知見を有するもの等により構成される協議会（以下、この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、概ね６ヶ月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

２　事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　地域との連携を深めるため、地域の医療関係者（医師又はーシャルワーカー等）を含めた地域の関係者（利用者、利用者家族、地域住民、行政、包括支援センター職員）による介護・医療連携推進会議において、運営状況等について協議・報告・評価を行う。

２　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後　　３カ月以内

（２）　継続研修　　年　１　回以上

３　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

５　事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６　事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

７　この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖楓会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、2025 年 12 月 1 日から施行する。